

58—02 P U D T

判定機関・審理方式

1. 判定機関

(1) 判定機関

判定は、特 § 71②（実 § 26→特 § 71②、意 § 25②、商 § 28②、 § 68③→ § 28②）の規定により指定された審判官の合議体が行う。

この合議体の合議は、過半数により決する（特 § 71③→ § 136②、実 § 26→特 § 71③→ § 136②、意 § 25③→特 § 71③→ § 136②、商 § 28③→特 § 71③→ § 136②、商 § 68③→ § 28③→特 § 71③→ § 136②）。

(2) 審判長・審判官の指定と補充

ア 特許庁長官による指定と補充

(ア) 特許庁長官は、特 § 71①の規定による求めがあったときは、3名の審判官を指定する（特 § 71②、実 § 26→特 § 71②、意 § 25②、商 § 28②、 § 68③→ § 28②）。うち1名は、審判長として指定される（特 § 71③→ § 138①、実 § 26→特 § 71③→ § 138①、意 § 25③→特 § 71③→ § 138①、商 § 28③→特 § 71③→ § 138①、 § 68③→ § 28③→特 § 71③→ § 138①）。

(イ) 審判官の指定にあたっては、特 § 139及び特 § 141の規定による審判官の除斥、忌避の制約がある（特 § 71③）（→59—01）。

(ウ) 指定した審判官のうち判定に関与することに支障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもってこれを補充する（特 § 71③→ § 137②、実 § 26→特 § 71③→ § 137②、意 § 25③→特 § 71③→ § 137②、商 § 28③→特 § 71③→ § 137②、商 § 68③→ § 28③→特 § 71③→ § 137②）。審判官を指定し、また変更したときは、その旨当事者に通知する（特施規 § 40→ § 48②、実施規 § 23⑦→特施規 § 40→ § 48②、意施規 § 19⑤→特施規 § 40→ § 48②、商施規 § 22④→特施規 § 40→ § 48②）。

(3) 審判長の権限

審判長は、判定請求事件に関する事務を総理する（特 § 71③→ § 138②、実 § 26→特 § 71③→ § 138②、意 § 25③→特 § 71③→ § 138②、商 § 28③→特 § 71③→ § 138②、商 § 68③→ § 28③→特 § 71③→ § 138②）。

2. 審理方式

(1) 書面審理

判定の審理は、原則として、書面審理による（特 § 71③→特 § 145②、実 § 26→特 § 71③→ § 145②、意 § 25③→特 § 71③→ § 145②、商 § 28③→特 § 71③→ § 145②、商 § 68③→ § 28③→特 § 71③→ § 145②）。

これは、判定の対象物の特定の特殊性から書面（図面）によらなければならないこと、判定事件は、必ずしも当事者対立構造になるとは限らないこと、及び手続の簡易・迅速性が要求されることなどによる。

(2) 口頭審理（→33）

判定の審理は、書面審理が原則であるが、審判長は、当事者の申立てにより、又は職権で、口頭審理（→33—00）によるものとすることができる（特 § 71③→特 § 145②、実 § 26→特 § 71③→ § 145②、意 § 25③→特 § 71③→ § 145②→特 § 71③→ § 145②、商 § 28③→特 § 71③→ § 145②、商 § 68③→ § 28③→特 § 71③→ § 145②）。このとき、口頭審理通知を当事者に送付する。

これは、判定の審理においても、当事者対立構造になる場合があり、事実の真相を把握するためには口頭審理によることがより適切なきがあると考えられることによる。

(3) 職権審理

ア 判定においては、職権主義（→36—01）が採られている（特 § 71③→ § 152、 § 153）。これは、判定においては、当事者のみでなく、広く第三者の利害に関する場合があることによる。

したがって、審理に必要な範囲・内容につき、当事者が申し立てない理由についての審理（特 § 71③→ § 153①）、あるいは書面審理から口頭審理への審理の方式の切替えが職権でできる（特 § 71③→ § 145②）。

イ しかし、請求人が申し立てない請求の趣旨については審理することができない（特 § 71③→ § 153③）。

これは、請求の趣旨を画定するのは、判定を求める者であること、申し立てない請求の趣旨についての審理を許すことは、判定を求める者の請求の趣旨の変更を判定を求める者の意思に反してすることになること、及び行政法一般の法律留保の原則に反する場合がありますなどによる。

(4) 併合審理

ア 合議体は、複数の判定事件を勘案して、これらの審理を併合した方が、事案を迅速・的確に審理できると判断したときは、判定制度の趣旨に反しない限り、かつ当事者の特段の意思表示がない限り、併合して判定の手続きを進めることができる（特 § 71③→ § 154）。

(5) 着手順序と迅速な審理

ア 着手順序は、請求日順が原則である。

しかし、判定事件は、通常、無効審判事件・訂正審判事件、更には、侵害事件などに関連している場合があり、このような場合には、関連する複数の事件を総合的に勘案して、着手順序の原則によらないときがある（注）。

（注）無効審判の審決があるまで審理を保留にすべき旨の被請求人の主張があったが判定に至った事例（昭40判定237号）。

イ 判定の請求自体、当該特許発明の技術的範囲について現存する争いなしその予防、あるいは事業の実施などがからみ早期に解決を要することが多いので、できる限り迅速に審理することが望ましい。

（改訂H27.2）